

# 詳細な明細書発行のお知らせ

平成22年4月より健康保険法が改正され、原則として全ての患者様により詳細な明細書をお渡しすることが義務付けられました。当院の対応は以下のとおりです。

## 現金会計の方

お支払の際に詳細な明細書をお渡しいたします。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても詳細な明細書をお渡しいたします。

## 診療費口座引き落としの方

会計の計算が終了後、窓口にて詳細な明細書をお渡しいたしますので、お帰りにならずにお待ち下さい。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても詳細な明細書をお渡しいたします。

※尚、会計の計算作業には現金の会計と同様の時間を要しますのでご了承下さい。

ご家族が代理で会計を行う場合の発行も含めて、詳細な明細書を希望されない方は、お申し出下さい。